

「盗難通帳による預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成18～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額について

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成18年度	172	186	6	22
平成19年度	179	251	3	13
平成20年度	91	78	1	2
平成21年度	76	55	1	0
平成22年度	92	57	0	0
平成23年度	75	49	1	1
平成24年度	75	44	3	5
平成24年4月～6月	21	12	1	3
平成24年7月～9月	18	14	0	0
平成24年10月～12月	17	9	1	1
平成25年1月～3月	19	8	1	2
平成25年度	65	60	0	0
平成25年4月～6月	14	7	0	0
平成25年7月～9月	14	40	0	0
平成25年10月～12月	22	9	0	0
平成26年1月～3月	15	3	0	0

2. 盗難通帳による預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	76	75	98.7%
平成21年度	61	52	85.2%
平成22年度	81	75	92.6%
平成23年度	72	69	95.8%
平成24年度	70	64	91.4%
平成24年4月～6月	18	17	94.4%
平成24年7月～9月	18	15	83.3%
平成24年10月～12月	15	13	86.7%
平成25年1月～3月	19	19	100.0%
平成25年度	60	58	96.7%
平成25年4月～6月	14	14	100.0%
平成25年7月～9月	11	10	90.9%
平成25年10月～12月	20	19	95.0%
平成26年1月～3月	15	15	100.0%

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)から「盗難通帳により払戻された」との申出があり、実際に本人以外による預金の不正な払戻しが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「盗難通帳による預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額について

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	65	37	2	2注6
平成26年4月～6月	12	8	0	0
平成26年7月～9月	18	12	1	2
平成26年10月～12月	21	8	0	0
平成27年1月～3月	14	9	1	0注6
平成27年度	6	10	0	0
平成27年4月～6月	6	10	0	0
平成27年7月～9月				
平成27年10月～12月				
平成28年1月～3月				

2. 盗難通帳による預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	54	51	94.4%
平成26年4月～6月	11	11	100.0%
平成26年7月～9月	16	15	93.8%
平成26年10月～12月	19	18	94.7%
平成27年1月～3月	8	7	87.5%
平成27年度	2	2	100.0%
平成27年4月～6月	2	2	100.0%
平成27年7月～9月			
平成27年10月～12月			
平成28年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)から「盗難通帳により払戻された」との申出があり、実際に本人以外による預金の不正な払戻しが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 平成27年12月2日訂正。

以 上